

## 「世帯」の定義

世帯とは…患児と同じ医療保険に加入している家族

- ・住民票が別であっても同じ医療保険に加入している場合は同一世帯となります。
- ・自己負担上限額を算定する際の世帯の所得は、当該世帯における医療保険の保険料の算定対象となっている方の所得を確認させていただきます。

提出書類		書類を提出いただく対象者の範囲	
		公的医療保険証の写し	市町村民税の所得・課税・扶養証明書など <sup>(※1)</sup>
保険種別（患者本人）			
国民健康保険 （市町村国保、国民健康保険組合）		患児及び患児と同じ医療保険に加入している方 全員分	患児 <sup>(※2)</sup> 及び患児と同じ医療保険に加入している方 全員分
被用者保険 （全国健康保険協会、 健康保険組合、共済組合、 船員保険など）	患児以外が 被保険者の場合	患児及び被保険者分	被保険者分 ただし、非課税の場合は被保険者及び患児 <sup>(※2)</sup> 分
	患児が被保険者 の場合	患児分	患児分

(※1)：申請日が令和3年6月までの場合は令和2年度分（令和元年分の所得に対する課税額）

申請日が令和3年7月以降の場合は令和3年度分（令和2年分の所得に対する課税額）

(※2)：中学生以下の方は省略できます。